保医発1015第1号
令和元年10月15日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和元年10月16日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添　「特定保険医療材料の定義について」（平成30年３月５日保医発0305第13号）の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
（平成30年３月５日保医発0305第13号）の一部改正について

1　別表のⅡの139⑶②ウを次のように改める。

ウ　次のいずれかの加工等が施されており、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。

ⅰ　テクスチャード加工（表面の微細孔加工）

ⅱ　スーチャタブ

（別添参考）

「特定保険医療材料の定義について」（平成30年３月５日保医発0305第13号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～138　（略） 139　組織拡張器 ⑴～⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①　（略） ②　乳房用 ア～イ　（略） ウ　次のいずれかの加工等が施されており、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ⅰ　テクスチャード加工（表面の微細孔加工） ⅱ　スーチャタブ 140、141、142～204　（略） Ⅲ～Ⅷ　（略）	（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～138　（略） 139　組織拡張器 ⑴～⑵　（略） ⑶　機能区分の定義 ①　（略） ②　乳房用 ア～イ　（略） ウ　表面にテクスチャード加工（表面の微細孔加工）が施されており、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 140、141、142～204　（略） Ⅲ～Ⅷ　（略）